**循環型社会構築に向けた取り組むべき施策**

**資料２**

**１．３Rの推進**

| 項目 | | 現状・課題 | 取り組むべき施策（案） |
| --- | --- | --- | --- |
| **Ⅰ** | **リデュース**  **リユース** | **（１）一般廃棄物**  **＜生活系ごみ＞**  ・府民による廃棄物の排出削減や適正な分別排出、市町村による容器包装廃棄物の分別収集、生活系ごみの有料化、廃棄物減量等推進員との連携による普及・啓発などの取組がなされている。  ・大阪府内では、生活系ごみの削減効果の高い「可燃ごみの有料化」を約半数の市町村が実施しているが、過去５年では新たに実施した市町村が無い。  ・排出削減等の取組により、生活系ごみの１人１日当たりの排出量は全国と比べて少ないが、可燃ごみに占める生ごみは３～４割と多く、市町村では「生ごみ３キリ運動（使いきり、食べきり、水きり）」の啓発や生ごみ処理機の導入支援を行っているものの、導入支援を実施している市町村数は横ばいであり、使用せずに捨てられる「手つかず食品」や「食べ残し」等の食品ロスが依然多く含まれている。  ・市町村において、衣類・食器等の交換会やフリーマーケット、掲示板による不用品の交換等のリユースの取組が行われていることに加え、使い終わった製品をWEB上で個人取引するフリーマーケット（メルカリ等）が普及している。  **＜事業系ごみ＞**  ・大阪府は、事業所数（2016年度：約42万）が全国で２番目に多く、事業系ごみの排出量も多いが、事業系ごみ処理料金が他都府県と比べて安いことなどから、資源化可能な紙ごみが多く（可燃ごみへの混入率：17％(2014～2019年度府平均)）含まれており、これらの搬入禁止を行っているのは３市と少ない。  ・また、産業廃棄物であるプラスチックごみが多く（可燃ごみへの混入率：16％(2014～2019年度府平均)）含まれており、これらの搬入禁止を行っているのは７市町と少ない。  ・市町村においては、小売業や外食産業からの食品ロスを削減するために、食べ残しゼロ協力店の登録制度等を運用している。（2020年8月時点：5市）  ・スーパー等の小売店や飲食店においては、「売れ残り」や「食べ残し」の食品ロスが多く発生しているが、これらを削減するための施策を実施している市町村は少ない。 | **（１）一般廃棄物**  **＜生活系ごみ＞**  製造・小売事業者による詰め替えや簡易包装等の商品、サブスクリプション（定額利用）等の機能・サービスの提供を促進し、消費者がそれらを選択することで、ごみを出さないライフスタイルを定着。  **○有料化の推進**  ・可燃ごみの有料化により排出量抑制が期待できることから、府内外の有料化事例等の情報提供や、各市町村の排出量等の状況も踏まえた有料化の働きかけによる、有料化を実施する市町村の増加。  ・なお、有料化の導入にあたっては、住民の理解を得ることに加え、有料化後に増加すると考えられる資源ごみの分別収集拡充に配慮。  **○食品ロスの発生抑制**  ・小売店や市町村等と連携し、府民へ「手つかず食品」や「食べ残し」を減らす具体的な行動例を紹介するなど府民へのさらなる働きかけによる食品ロスの一層の削減。  **○シェアリングやリユースの促進**  ・車や傘等を共有する新たなシェアリングサービスの利用、WEBやフリーマーケット、交換会等を通じた再使用可能な物のリユースを促進。  ・なお、WEBでの個人取引が容易なため、売却を前提とした安易な購入により廃棄物が増加する懸念もあることに留意。  **＜事業系ごみ＞**  発生抑制の取組を進めるため、引き続き、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計や、物を製造しない機能・サービスの提供など、ごみの発生を抑えた商品の製造・販売の促進。  **○資源化可能な紙ごみや産業廃棄物の混入削減**  ・現時点では、資源化可能な紙ごみや産業廃棄物である廃プラスチックの搬入を規制する市町村が少ないことから、市町村への府内外の先進的な取組事例の情報提供や、これらの規制や事業者指導の徹底等の働きかけによる、規制等を実施する市町村の増加。  ・デジタル化の促進（はんこレスによる手続の電子化等）によるペーパーレス化の推進。  **○食品ロスの削減**  ・「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」を引き続き実施し、事業者の取組を推進。  ・食品製造業や卸売業、小売業、外食産業の事業者や市町村等と連携した、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正受発注等）、食べきりや持ち帰りの推進、フードバンクガイドラインの活用など、事業者による食品ロスの一層の削減。 |
| **（２）産業廃棄物**  **＜建設業＞**  ・建設廃棄物の排出量は削減されて　いるものの、今後、解体による建築廃棄物の増加が見込まれており、解体時において更なる分別・再生利用が必要。  ・しかしながら、多くの建築物は、分別や再生利用を前提とした素材や設計となっていないため、将来、解体した際に多くの廃棄物が発生する。  **＜製造業＞**  ・排出量は減少しているが、再生利用率も減少していることから、排出量削減とともに再生利用の促進も必要。 | **（２）産業廃棄物**  **＜建設業＞**  **○事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進**  ・多量排出事業者に対し、指導助言により、排出抑制を促進。  ・廃棄物の発生抑制事例について発信することにより、排出抑制を促進。  ・建設工事の工法や資材等について、設計段階から分別排出やリサイクルしやすい素材などの普及を  　検討。  **○建築物等の長寿命化の促進**  ・府有施設等の適切な維持管理により、長期的に活用。  ・建築物の環境性能を評価する手法により、設計段階から長寿命化に配慮。  ・住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進。  ・社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進。  **○大阪府の温暖化防止条例に基づく建築物の環境配慮措置の取組みの促進**  **○建設副産物のモニタリング強化**  ・電子マニフェストの普及。  **○大阪・関西万博会場整備計画における環境配慮に関する検討**  ・パビリオン等の建設・解体にあたり、廃棄物の発生抑制、再生利用の取組み。  **＜製造業＞**  **○事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進（再掲）**  ・多量排出事業者に対し、指導助言により、排出抑制を促進する。  ・廃棄物の発生抑制事例について発信することにより、排出抑制を促進する。  **○府域のプラスチックごみゼロの実現に資する製造工程のIoT化などの環境技術のイノベーション** |
| **Ⅱ** | **リサイクル** | **（１）一般廃棄物**  ・市町村では、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等各種リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、廃棄物のリサイクルが実施されている。  ・小型家電のリサイクルについては、現行計画期間中に新たに25市町が小型家電の回収を開始した。（2019年度実績：37市町）  ・自治会等への集団回収（新聞、雑誌等）報奨金の支給、ごみ分別アプリの導入等により、府民の資源物分別を促進している。  ・容器包装リサイクル法については、紙製容器包装を分別収集していない市町村がある。（2019年度実績：15市町村）  ・生活系可燃ごみへの資源化可能な紙ごみの混入（混入率：13％(2014～2019年度府平均)）が依然として多い。  ・デジタル化の進展等により、全国の新聞発行部数が減少傾向（2014年度：453万部→2019年度：378万部）で、紙類の集団回収量も減少（2015年度：19万トン → 2019年度：15万トン）しており、近年、再生利用率が下がる傾向にある。  ・大阪府は、循環資源(廃棄物)を使用した製品を認定する「大阪府リサイクル製品認定制度」を運用し、現行計画期間中に51製品が新たに認定され、2020年３月現在で257製品となっているが、2015年度に新設した「繰り返しリサイクルされる製品（なにわエコ良品ネクスト）」は過去２年間新たな申請がない。 | **（１）一般廃棄物**  **○容器包装廃棄物などの分別収集の促進**  ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等各種リサイクル法及び廃棄物処理法に基づく、適正なリサイクルを引き続き実施。  ・市町村への紙製容器包装の分別収集や集団回収の実施の働きかけや、廃棄物減量等推進員等と連携した府民への資源化できる紙ごみの分別排出徹底等の呼びかけによる、府民の資源化できる紙ごみのさらなる分別排出。  **○質の高いリサイクルの促進**  ・リサイクルの際には、同品質の素材として再生利用される質の高いリサイクルを優先。  ・なお、リサイクルする場合、必要なエネルギーなど地球温暖化への影響や経済面等も考慮。  ・市町村や産業支援機関と連携した「大阪府リサイクル製品認定制度」の一層の周知による、なにわエコ良品ネクストの認定数の増加と府民によるリサイクル製品のさらなる利用促進。 |
| **（２）産業廃棄物**  **＜建設業＞**  ・建設廃棄物の再生利用は、一定程度は進んでいるものの、建設混合廃棄物は減っておらず、混合廃棄物の再生利用率も依然として低い。  **＜製造業＞**  ・再生利用率が減少しており、製造工程から出る端材等副産物の再生利用率は頭打ちの状況。さらなる向上には一層の意識改革や新たな技術革新などが必要。  ・排出者が、分別・再資源化された後の利用方法まで把握していないなど、再生利用に対する意識が不十分。 | **（２）産業廃棄物**  **＜建設業＞**  ○**各種リサイクル法に基づくリサイクルの促進**  ・分別解体や再資源化に関する周知や指導により、適正なリサイクルを促進。  **○公共工事における搬出先となる再資源化施設の指定の検討**  ・リサイクル原則化ルールの改定  **○建設混合廃棄物の発生抑制の促進**  ・工事現場における建設廃棄物の分別事例等の情報提供により、排出抑制を促進。  ・解体工事等における適正な分別解体、分別排出のための取組みを促進。  ○**再生資材の利用促進**  ・廃プラスチックの分別・リサイクルを促進。  ○**質の高いリサイクル（素材へのリサイクル）の促進**  ・コンクリート塊について、再生砕石以外の先進的な再生利用を情報収集し、更なる利用を検討。  ・優良な再資源化施設への搬出  ○**新技術活用促進**  ・廃木材については、木質ボード等として再利用した上で、最終的には燃料として利用するなど、建設廃棄物のカスケード利用の促進。  **＜製造業＞**  **○質の高いリサイクル（素材へのリサイクル）の促進**  ・再生利用状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報の提供。  **○産業廃棄物のリサイクルの促進**  ・更なるリサイクルの促進に向け、周知啓発等を実施。  ・分別排出、自社内再生利用に関する事例や再生利用を行う処理業者等に関する情報提供により、排出事業者によるリサイクルの取組みを促進。  ・排出事業者が府内の処理業者が実施している廃プラスチック類のリサイクル状況（再生利用の種類（インゴット、フレークなど））を把握しリサイクルが促進可能な処理業者を選択できるよう、リサイクル情報の発信。  ・廃プラスチック類に関し、排出抑制・質の高いリサイクルにかかる事例集を作成し、排出事業者に対し、効果的に周知。 |
| **Ⅲ** | **プラスチックごみ対策の推進** | **（１）一般廃棄物**  ・一般廃棄物では、2019年度に約49万トンのプラスチックごみが排出され、その内、約７万トンが再生利用され、残りの約42万トンが焼却されている。  （焼却量の99.5%が発電や温水等に熱利用）  ・大阪府内では、分別・リサイクルされない容器包装プラスチックの生活系可燃ごみへの混入（混入率：13％(2014～2019年度府平均)）が多い。  ・新型コロナウイルス感染症に伴い、飲食物のテイクアウトや宅配等が増え、容器包装プラスチックごみが増加している。  ・大阪府内では、ペットボトルは全市町村で分別収集しているが、８市町はプラスチック製容器包装を分別収集していない。  **＜ペットボトル＞**  ・ボトルや給水機のメーカー、小売店や国際空港では、無料給水機を設置しており、関西広域連合ではマイボトルを使用できる店舗を情報提供しているが、街中には給水スポットが少ない他、日常的にマイボトルを携帯する人は約３割と低い。  ・国内飲料メーカーは、2030年までに飲料用ペットボトルについて、廃ペットボトルを50～90%使用する目標を掲げており、現在の４倍のきれいな廃ペットボトルが必要となる。  ・行政回収では、一部の市町村がビンと混合回収しており、ガラス破片の混入などにより、ボトルtoボトルリサイクルができない課題がある。  ・一部の大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットが、関東等でペットボトル自動回収機を設置しているが、回収機の設置費用や運搬費用が課題となっている。  **＜レジ袋＞**  ・2020年７月から全国一律に全ての小売店でレジ袋の有料化がはじまり、8月に行った府民千人のアンケートでは、買い物でレジ袋を受け取らなかった人は約７割に達した。  **＜その他ワンウェイプラスチック（ストロー、カップ、トレイ等）＞**  ・一部の飲食店では、いち早くプラスチック製ストローの提供を中止した他、一部のNPOでは、大規模イベントでリユース食器の貸し出しを行っているが、リユース食器は使い捨てプラスチックよりコストが高く、イベントでもリユース食器が義務付けられていないため、イベント参加店舗でも採用するところが少ない。  ・プラスチック製容器包装については、事業者が自主回収を行う事例（使い捨てコンタクトレンズ容器の回収等）も出てきている。  **＜製品プラスチック＞**  ・府内の市町村では、製品プラスチックの分別収集を実施していない。  ・国は「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（2020年9月）」において、市町村による製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括回収の方針を示している。  **＜プラスチック代替＞**  ・一部の大手化学メーカーは、海中で分解する生分解性プラスチックの研究・開発が進んでおり、実用化されているものもあるが、プラスチック代替素材・製品の開発コストは高いことから、新たに開発に参入する事業者が少ない。  ・一部の飲食店では、生分解性プラスチックを使用したストローに転換しており、バイオプラスチックの事業者団体でも、独自の認証制度を創設し、認定マークの普及を進めているが、現状、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックの製造量や使用製品は少なく、従来のプラスチックより価格が高い。 | **（１）一般廃棄物**  **○各主体が連携した取組の実施**  ・大阪・関西万博を見据えつつ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」の成果を踏まえて、各主体が連携・協働し、効果的なプラスチックごみ対策を推進。  **○ワンウェイプラスチックの排出抑制の推進**  ・ペットボトルの削減に向けて、ボトルメーカー、給水機メーカー、水道事業者、NPO、行政が連携し、マイボトルの普及啓発や給水スポットの増加を図り、府民のペットボトル使用を削減。  ・レジ袋有料化によりエコバッグの普及が進んだが、さらにレジ袋を削減するため、市町村や小売店等と連携し、幅広い年齢層に継続して啓発することで、府民のレジ袋の使用を削減。  ・イベントで使用する使い捨てのコップや皿等を削減するため、行政が後援名義を出す際に３Rの取組を条件とする他、リユース食器を導入する主催者等への補助などを進め、イベント実施者による使い捨てプラスチックの使用を削減。  ・テイクアウト等の増加により、ワンウェイの容器包装プラスチックの使用が増えているため、お客が持参する容器やボトルを使用できる店舗を紹介するなど、府民に使い捨てプラスチックを使わないよう働きかけ、府民の使い捨てプラスチックの使用を削減。  **○プラスチックごみの分別収集の促進**  ・プラスチック製容器包装を分別収集していない８市町に働きかけ、分別収集する市町村を増加。  ・製品プラスチックは、国が新たに回収対象とする方針を示したことから、今後の国の制度化を注視しながら、市町村に分別収集の実施を働きかける。  **○質の高いリサイクルの推進**  ・繰り返し再生利用可能な質の高いリサイクルを進めていくため、市町村や事業者がきれいな廃ペットボトルの回収を実施し、「ボトルtoボトルリサイクル」を推進。  （自治会等小学校区単位による回収、ビンとは分けてペットボトルだけの分別回収等）  ・マテリアルリサイクルが困難なプラスチックごみについては、リサイクル過程でのエネルギー使用等の環境負荷や経済性を考慮しつつ、ケミカルリサイクルを推進。  ・リサイクル不可能なものについては焼却時に熱利用を行い、プラスチック資源の有効利用を推進。  ・民間事業者による高度なリサイクル技術の開発促進やアップサイクル製品の普及拡大。  **○プラスチック代替素材（紙、バイオマスプラスチック等）の活用促進**  ・プラスチック代替素材・製品の開発コストは高いことから、技術力の高い中小事業者による研究開発を支援。  ・生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックは、従来のプラスチックに比べ価格が高いことから、プラスチック代替品の情報を把握し、事業者や住民に広く情報提供することで普及させる。  ・なお、生分解性プラスチックはリサイクルに適さないことから、既存のリサイクルシステムへの影響を考慮。 |
|  |  | **（２）産業廃棄物**  ・府内の産業廃棄物処理業者では、廃発泡スチロールなどのインゴット化や、廃プラスチック類をペレット化等することで、製造工程の原料として再利用され、再びプラスチック製品に加工されている。  ・鉄鋼業や化学工業等の一部業種では、家庭や事業所から集めた廃プラスチック等を原料や燃料に使用。  ・分別状態の良くない廃プラスチック類でもRPFの原料としてリサイクルされており、府内でも数件の産業廃棄物処理業者が既に実施している。  ・産業廃棄物である廃プラスチック類の質の高いリサイクルをさらに進めるには、分別・再資源化されたものが、どのように有効利用されているか、リサイクルの質を排出者が把握することとともに、製造業においては、製造段階からリサイクルしやすい製品を作ることで、消費者にも分かりやすく、さらなるリサイクルの取組みにつながる仕組みづくり、認証制度の構築による社会的価値の可視化、原料となるプラスチックの安定的な調達が必要。 | **（２）産業廃棄物**  **＜建設業＞**  **○再生資材の利用促進（再掲）**  ・廃プラスチックの分別・リサイクルを促進。  **＜製造業＞**  **○府域のプラスチックごみゼロの実現に資する製造工程のIoT化などの環境技術のイノベーション（再掲）**  **○産業廃棄物のリサイクルの促進（再掲）**  ・排出事業者が府内の処理業者が実施している廃プラスチック類のリサイクル状況（再生利用の種類（インゴット、フレークなど））を把握しリサイクルが促進可能な処理業者を選択できるよう、リサイクル情報の発信。  ・廃プラスチック類に関し、排出抑制・質の高いリサイクルにかかる事例集を作成し、排出事業者に対し、効果的に周知を行う。 |

**２．適正処理の推進**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状・課題 | 取り組むべき施策（案） |
| **一般廃棄物** | ・市町村や一部事務組合では、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を法令等に基づき適正に処理するとともに、ダイオキシン類の測定結果等や維持管理の状況の公表、府による一般廃棄物焼却施設の立入検査も実施されている。  ・環境省から平成31年3月に、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について考え方が示された。ごみ処理の広域化をとりまく状況の変化等に適切に対応し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、令和元年８月に新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定した。  **＜最終処分場＞**  ・大阪府域は市街化区域で高度に土地利用が進んでいること、また、市街地の近郊部では、自然公園のほか砂防法や農業振興地域の整備に関する法律等により土地の自由使用を規制された地域が散在していることから、内陸部での新たな最終処分場の確保は困難な状況にある。  ・近畿２府４県168市町村は、大阪湾に埋立処分場を設置し、フェニックス事業を推進している。1990年以降、圏域内からの廃棄物の最終処分を行っており、2032年度には２期処分場の埋立が終了する見込みであることから、次期処分場整備に向けた準備を進めている。 | **○適正処理の推進**  ・広域化による効率的な廃棄物処理体制の構築、計画的な長寿命化対策や建替えの推進により、安定的な廃棄物処理体制を維持し、継続的な適正処理を実施。  ・このため、市町村が施設整備に係る計画を策定する段階から広域化に関するコーディネーター役を務めていく。  **○最終処分場の確保**  ・３Ｒの取組みをさらに推進することにより最終処分量の削減を図り、既存の最終処分場をできるだけ長く使用するとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うために最終処分場を確保。  ・大阪湾フェニックス事業の次期処分場整備の具体化に向けては、圏域府県、市町村、港湾管理者等関係者が十分に連携して進める。 |
| **産業廃棄物** | **＜建設業＞**  ・建設廃棄物の再生利用は、一定程度は進んでいるものの、建設混合廃棄物は減っておらず、最終処分量の削減も進んでいない。（再掲）  **＜製造業＞**  ・最終処分量の削減は頭打ちの状況であり、さらなる削減には一層の意識改革や新たな技術革新などが必要。（再掲） | **＜建設業＞**  **○排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底**  ・引き続き、排出事業者に対し、元請責任の徹底を指導。  ・立入検査や関係者への周知啓発により、不適正処理の未然防止・早期発見を徹底。  **○産業廃棄物処理業者の育成・指導**  ・引き続き、処理業者に対し、適正処理を指導。  ・処理業者の優良認定取得への意識を高めるとともに、排出事業者に優良認定を受けた処理業者を活用するよう情報提供。  **○有害物質を含む廃棄物の適正処理**  ・廃石綿や廃水銀、PCB等の有害物質に係る法令の処理基準を遵守するよう指導。  **○今後想定される、「太陽光パネルの廃棄」が短期間に集中する問題への備えの検討**  ・受け皿となるリサイクル事業者の処理能力を有効活用する方策を検討。  **○建設副産物のモニタリング強化（再掲）**  ・電子マニフェストの普及。  **＜製造業＞**  **○排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底**  ・引き続き、排出事業者に対し、適正処理を指導。  ・立入検査や関係者への周知啓発により、不適正処理の未然防止・早期発見を徹底。  **○産業廃棄物処理業者の育成・指導**  ・引き続き、処理業者に対し、適正処理を指導。  ・処理業者の優良認定取得への意識を高めるとともに、排出事業者に優良認定を受けた処理業者を活用するよう情報提供。  **○有害物質を含む廃棄物の適正処理**  ・廃石綿や廃水銀、PCB等の有害物質に係る法令の処理基準を遵守するよう指導。 |
| **災害廃棄物** | ・大阪府災害廃棄物処理計画を平成29年３月に策定し、災害廃棄物対策の基本的な考え方や手順等をとりまとめた。  ・国の実施する計画策定モデル事業への参加や災害廃棄物処理に係る研修、訓練等を通じて、市町村の計画策定の支援を実施しており令和２年３月末時点で16市が計画策定済み（策定率37％）  ・2018年には大阪府北部地震や台風21号等の自然災害が発生するなど、近年、自然災害が頻発しており計画未策定の市町村の計画策定を支援していくことが必要。  ・南海トラフ巨大地震も今後30年以内に起きる確率が70％～80％（政府の地震調査委員会）と予測されており、大阪府域で最大約２千万トンの災害廃棄物が発生すると推計されているため、被災市町村が早期に復旧復興を図れるよう、近畿圏を中心として民間事業者や他の地方公共団体の支援を受ける体制の整備が必要。 | **○災害発生時における廃棄物の処理に関する備え**  ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、府内の全市町村による災害廃棄物処理計画の策定。  ・このため、災害廃棄物処理に係る研修等において、市町村に対し計画策定の重要性を啓発するとともに、国の実施する計画策定モデル事業への参加等を通じて計画策定の支援を実施。  ・大規模災害発生時においては、国、都道府県、市町村、民間事業者の連携が必要であり、発災前から地域ブロック等での相互支援体制の構築などの体制整備を実施。 |

**３．留意事項**

　　大阪府環境総合計画（2020年度策定予定）に係る大阪府環境審議会の答申（2020年11月9日）を踏まえ、環境だけに着目した施策ではなく、環境施策を通じて社会・経済にも良い影響をもたらし「環境・社会・経済の統合的向上」に資する施策を展開していくことに加え、以下の項目についても留意し、計画を策定することが必要である。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 留意事項 |
| **関連計画との整合** | **○大阪府海岸漂着物等対策地域計画（2020年度策定予定）**  ・プラスチックごみの３Rや適正処理を推進することは、海洋プラスチックごみの発生抑制に資するため、大阪府環境審議会の同計画の答申（2020年11月9日）に記載されている目標（2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する）や施策（ごみとなる使い捨て容器包装等の使用を減らすなどの３Ｒ推進）を踏まえた、プラスチックごみの削減目標を設定する必要がある。  **○大阪府地球温暖化対策地域推進計画（2020年度策定予定）**  ・プラスチック類のリサイクルや焼却量削減などは地球温暖化対策に資するため、大阪府環境審議会の同計画の答申（2020年11月9日）に記載されている施策（使い捨てプラスチックの削減等の３Ｒの推進、食品ロスの削減、廃棄物発電・熱利用の導入促進等）も盛り込む必要がある。  **○大阪府食品ロス削減推進計画（2020年度策定予定）**  ・同計画で掲げる削減目標（2030年度までに家庭及び事業所から排出される食品ロス量を2000年度から半減(部会審議中のため暫定値)）や施策を踏まえて、家庭や事業所から出る食品ロスの削減の取組や廃棄物の排出量等の削減目標を設定する必要がある。  **○大阪府・大阪市SDGs未来都市計画（2020年10月）**  ・同計画に位置付けられている取組（マイボトル・マイバッグの普及促進）を踏まえて、レジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチック削減の取組を盛り込む必要がある。 |
| **環境分野以外との連携** | **○教育分野との連携**  ・2050年の社会を動かしているのは現在の小中学生であることから、新たに物を買わない「シェアリングサービス」や、使い捨てプラスチックの使用削減の重要性を啓発する「環境教育」について、教育機関とも連携して進めていく必要がある。  **○福祉分野との連携**  ・大阪府人口ビジョン（2016年３月）では、2040年には高齢者が全体の３５．９％まで増加すると予測しており、高齢者のごみ出しに支障が生じる恐れがあるため、福祉部局と連携し、  　見守りと併せてごみの戸別回収を行うなどの取組を進めていく必要がある。  **○商工分野との連携**  ・シェアリングやリユース等のサーキュラーエコノミーを拡充していくため、経済団体、産業振興機関、商工部局と連携し、シェアリングビジネスやリサイクル産業の振興、プラスチック代替品の開発普及、リサイクル製品の普及などに取組んでいく必要がある。  **○建設分野との連携**  ・建設工事における建設廃棄物の分別排出の徹底、適正処理、再生利用を推進していくため、関係部局や関係業界団体と連携して取り組んでいく必要がある。  **○上下水道分野との連携**  ・ペットボトルの使用を削減するために、水道部局と連携し、公共施設への無料給水機を増やしていく必要がある。  ・汚泥については、市場性と費用対効果を考慮し、環境効率性（ライフサイクルCO2や再資源化）も含めた最適な廃棄物処理となるよう、検討していく必要がある。 |
| **ポストコロナ社会への対応** | ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済活動は大きく停滞し、ライフスタイルやビジネススタイルに大きな変化が出ている。  ・廃棄物分野においても、コロナ禍における経済活動や生活様式の大きな変化や、コロナ禍からの復興をめざす「グリーンリカバリー」の考え方も踏まえて、取組を推進していく必要がある。 |
| **大阪府の率先行動** | ・大阪府では、環境負荷のできるだけ少ない物品等の調達を推進するため、「大阪府グリーン調達方針」を定め、庁内におけるリサイクル製品の調達等を実施している。  併せて、３R推進のため、会議等のペーパーレス化や両面コピー・２アップ印刷の推奨等によるコピー用紙の使用削減、紙ごみ、缶、びん、ペットボトル等の分別にも取り組んでいる。  ・大阪府は、自らが大きな排出事業者であることから、グリーン購入をさらに推進し、環境負荷の少ない物品等の開発・市場形成、事業者や府民、市町村によるグリーン購入を促進するとともに、引き続き３Ｒに率先して取り組むことで、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めていく必要がある。 |